

閱覽用

令和2年 第2回
神崎市農業委員会総会 議事録

令和 2年 2月 5日
神崎市農業委員会

令和2年 第2回神崎市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年2月5日(水) 午前9時30分開会

2. 開催場所 神崎市役所3-3会議室

3. 出欠者の状況

出席委員 12名

欠席委員 2名

傍聴者 0名

議席番号	役職	氏名	出欠
1	会長	西村 睦雄	出
2	副会長	末吉 利文	出
3	委員	城野 芳春	出
4	委員	野田 豊	出
5	委員	八谷 敏	出
6	委員	中原 和之	出
7	委員	樋口 光輝	欠
8	委員	國部 善典	出
9	委員	森田 壽春	出
10	委員	福田 省二	欠
11	委員	田淵 晃敏	出
12	委員	真島 満	出
13	副会長	吉浦 文雄	出

4. 議事日程

○日程第1 議事録署名委員の指名

8番 國部 善典委員 9番 森田壽春委員

○日程第2 会議書記の指名

事務局長 山口秀利 係長 大隈裕次

○日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 3件

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件

議案第3号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について 12件

議案第4号 農地の賃借料情報について 1件

議案第5号 農振除外申請に伴う事前審査について 6件

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について 1件

5. 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長 山口秀利
農政農地係 係長 大隈裕次
農政農地係 主事 藤原 碧

【農政水産課職員】

農政水産課 主事 山田昇平

6. 会議の概要

(開会)

事務局長

皆様、おはようございます。

本日は、ご多忙の中、本総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

着席して、議事を進めさせていただきます。

令和2年 第2回神崎市農業委員会総会の開催にあたり、西村会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

会 長 (会長より、適宜ご挨拶をお願いします。)

今年は寒い寒いと言いながらも、まだ温暖化の傾向で雪を見ないような状況下で、麦はどんどん大きくなってですね、もう冬を乗り越えて春が来るような状況になってきました。本日は令和2年第2回の農業委員会総会を開催しましたところ、皆さんお忙しい中にご出席いただきありがとうございます。

これより、第2回の神崎市農業委員会総会を始めさせていただきます。

(総会の成立)

事務局長

本日の出席委員は11名です。

7番 樋口委員と10番 福田委員より欠席のご連絡を受けております。

定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

(議長登壇)

事務局長

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。

西村会長、よろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、お手元の総会次第に沿って、議事を進めます。

○日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会 会議規則 第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、8番 國部委員と 9番 森田委員を指名します。

よろしく申し上げます。

議 長

○日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記は、事務局の山口局長、大隈係長を指名します。

議 長

○日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 3件

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件

議案第3号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について 12件

議案第4号 農地の賃借料情報について 1件

議案第5号 農振除外申請に伴う事前審査について 6件

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について 1件

以上、5議案の23件と、報告1件です。 ご審議、ご決定賜りますよう、よろしく申し上げます。

議 長

只今から議事に入りますが、質問のある方は、挙手をして、指名を受けてから、必ずマイクを通して、議席番号、お名前の後に発言されるようお願いいたします。

(議案第1号、受付番号1番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第1号 農地法第5条関係)

議 長

それでは、議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。

受付番号1番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、受付番号1番を議案書を基に説明】

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

説明の前に1点お伝えいたします。 今回の受付番号1番と2番につきましては、同じ農地において所有権の移転と使用貸借による権利の設定の2つの権利の同時申請であるため、それぞれ別に審議をお願いいたします。 この分けて審議いただくことについては、県の担当部局であります農山漁村課に確認済みであります。

それでは、受付番号1番、申請地の所在は神埼町永歌字〇〇 〇〇番の田1筆の26㎡です。 転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外は平成23年12月に決定済みであり農地区分については、特定土地改良事業の受益地であることから第1種農地に該当し、転用許可基準としましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺の

地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものとなります。

位置図などにつきましては3ページと4ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、資金については金融機関の融資証明書がありまして、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

受付番号1番について、地区担当委員の5番 八谷委員のご意見をお願いします。

5番 八谷委員 【地区担当委員の意見】

5番の八谷です。1号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、私と地区担当の田中推進委員とともに1月31日に現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(12番 真島委員挙手)

議 長

12番 真島委員よりどうぞ。

12番 真島委員

12番の真島ですが、ここに占用願手続き中とあるのは、若干の説明をお願いしたいと思います。

事務局

はい、では4ページの計画図をご覧ください。今回申請にあがっております土地については、計画図の右側に太い破線で示している土地に〇〇したいので、この土地へ通じる里道が幅が狭いということで、この申請地については通路で活用したいという風な内容になっております。

その真ん中の土地に占用と書いてありますが、ここにつきましては、地目は水路敷きとなっておりますが現状は土地がありますので、そこにつきましては一部を里道として占用したいと建設課に手続き中ということになっております。説明は以上です。

12番 真島委員

わかりました。

議 長

よろしいですか。他にありませんか。

(なしの声あり)

議 長

では、質疑なしと認め、質疑を終了します。

申請者は退出をお願いします。おつかれさまでした。

(議案第1号、受付番号1番の申請者の退室を確認)

(採決)

議 長

これより採決します。議案第1号、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第1号、受付番号2番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第1号 農地法第5条関係)

議 長

次に、受付番号2番を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、受付番号2番を議案書を基に説明】

受付番号2番、申請地の所在は神埼町永歌字〇〇 〇〇番、〇〇番の田2筆の計377㎡であります。

転用の目的や理由、貸付人、借受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。転用の目的や理由等につきましては、先程説明した箇所を含む2箇所となっております。施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は使用貸借による権利の設定で、農振除外は平成23年12月に決定済みであり農地区分については、特定土地改良事業の受益地であることから第1種農地に該当し、転用許可基準としましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとなります。

位置図などは3ページと4ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。

説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。 受付番号2番について、地区担当委員の5番 八谷委員のご意見をお願いします。

5番 八谷委員 【地区担当委員の意見】

5番の八谷です。1号議案の受付番号2番の申請については先程の申請地と同じ箇所であります。

申請内容については、事務局の説明のとおりで、私も地区担当の田中推進委員とともに1月31日に確認をしておりますが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(2番 末吉副会長挙手)

議 長

2番 末吉副会長どうぞ。

2番 末吉副会長

2番の末吉です。確認になりますが、土地の権利設定は使用貸借権設定ですので、この申請は親子間の土地の使用貸借ということで、資金の欄の土地代は無償となっているということですのでよろしいですね。

事務局

そういうことです。

2番 末吉副会長

〇〇は息子さんが建てられますね。土地は、道路に使う分は先ほどの申請でお父さんが取得して、これと〇〇を建てるお父さん名義の土地について息子に無償で貸すってということですね。

事務局

はい、そういうことです。

2番 末吉副会長

了解しました。異義ありません。ありがとうございました。

議 長

よろしいですかね。他にありませんか。

(12番 真島委員挙手)

議長

12番 真島委員どうぞ。

12番 真島委員

また12番の真島ですけど、受付番号2番を説明いただいてから思ったんですけど、受付番号1番はですよ所有権移転ってことでしょうか？ 実際、その道路にするのは誰がするんですかね？道路にするのは。ここは道路にしなければやろう？

そいぎさい、受付番号1番は農地法5条じゃなく3条じゃなかと？って私思うわけさいね。5条っていうのは、あくまで転用を前提にして所有権移転すっわけやろ？5条はね。そいけんが、お父さんはなんもせんたいね。ただ名義ば変えるだけ。そいで、受付番号2番でお父さんが息子さんに使用貸借よって道にするってさい、受付番号1番は3条やないと？

事務局

一応ですね、受付番号1番の土地については、現地が田になっているっていうことでして農地となっておりますので、そこを通路にするという目的でお父さんの方が買われるということになりますので、5条申請で間違いないと思います。

12番 真島委員

ここの土地はお父さんが購入すっばってん、受付番号2番で道路にして、〇〇を建つっとは息子ってことじゃなかとね？

事務局

この土地に関しては、通路にするという転用目的でお父さんが購入されるということで、5条申請で間違いないと思います。

12番 真島委員

お父さんがしなっとね？

事務局

そうです。そして受付番号2番で権利の設定をお父さんと息子さんが使用貸借で、無償で結ぶということになります。

12番 真島委員

お父さんじゃなく息子が何でんしなっとやろうって思ったけん、土地を取得すっとは3条やなかなかって思ったんでしてね。

無償でも契約しとっかって、確認しとっどですかね？

事務局

一応、無償での契約書も準備されておりますので、それは問題ないと思われ
ます。

12番 真島委員

お父さんは土地ば購入しんしゃただけって思えたけんですね、次の関連し
た申請ば説明されたけんですね。 購入だけない3条が適しとっちゃなかかな
ってですね。 誰が事業ばしなつかばはつきり説明してもらいたかったですね。
まあ、お父さんが道路にしなつとですね。 そいならばわかりました。

議 長

よろしいですかね。 他にありませんかね。
(なしの声あり)

議 長

では、質疑なしと認め、質疑を終了します。
申請者は退出をお願いします。 おつかれさまでした。
(議案第1号、受付番号2番の申請者の退室を確認)
(採決)

議 長

これより採決します。 議案第1号、受付番号2番について、許可すること
に賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は許可するとし、県へ進達することに決
定します。
(議案第1号、受付番号3番の申請者が入室、着席を確認)

議 長

次に、受付番号3番を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、受付番号3番を議案書を基に説明】

受付番号3番、申請地の所在は神埼町竹字〇〇 〇〇番、田1筆の計21㎡で
す。転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおり
です。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外は平成23年12月に決定済みであ
り、農地区分につきましては第3種農地になることが見込まれる区域として、
宅地化の状況が連担している区域に隣接する農地の区域で、その規模が概ね1
0ha未満であることから第2種農地に該当し、転用許可基準としましては周辺
の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るとなります。 位置図な
どにつきましては5ページと6ページに添付しております。

なお、本件は、既に〇〇として利用されておりましたので、追認の申請となり、

現地確認や申請者に対し農地法を遵守するよう指導を行った上で、写真と、許可前の事前着手の経緯や理由などを始末書として提出させております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。 受付番号3番について、地区担当委員の4番 野田委員のご意見を申し上げます。

4番 野田委員 【地区担当委員の意見】

4番の野田です。 1号議案の受付番号3番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりでございます。

私も、地区担当の眞崎推進委員とともに、1月29日に現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されておりますし、地区の同意もございまずので問題は無いと判断します。

みなさまのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

何かありませんか。

(異義なしの声あり)

議 長

はい、質疑なしと認め、質疑を終了します。

申請者は退出をお願いします。 おつかれさまでした。

(議案第1号、受付番号3番の申請者の退室を確認)

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第1号、受付番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第2号 農地法第3条関係)

議 長

次に、議案書の7ページをご覧ください。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について議題とします。
受付番号1番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第2号、受付番号1番を議案書を基に説明】

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。
受付番号の1番は、所有権の移転で、申請理由などは記載のとおりです。
申請地の位置図を8ページに添付しています。

この申請は、農地の全部の効率的耕作要件、経営面積の下限面積要件、農作業などへの常時従事要件、農地の集団化、農作業の効率化など地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項の各号にある不許可の要件に該当せず、許可基準を満たしているものと思われまます。説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(異義なしの声あり)

議 長

はい、みなさんよろしいですかね。

(あらためて異義なしの声あり)

議 長

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。議案第2号、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決定します。

(議案第3号 基盤強化促進法第18条第1項 利用権設定関係)

議 長

次に、別冊の議案第3号をご覧ください。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について議題とします。

1ページの総括表について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書の総括表を基に説明】

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について説明いたします。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第17条に基づき、農業経営基盤強化

促進事業を実施する場合、同法18条に、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、とされておりますので、農業委員会の議決を求めるものであります。

では、まず総括表により説明しますので議案書の1ページ目をお開きください。

利用権設定関係総括表

神埼町 新規3件、内訳は田5筆 4, 655㎡

千代田町 新規1件、再設定5件、計6件、内訳は田12筆 21, 520㎡

脊振町 再設定3件、内訳は田11筆 11, 816㎡

神埼市 合計12件、内訳は田28筆 37, 991㎡となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。総括表による説明は以上です。

議 長

只今、総括表の説明が終わりました。

次に、2ページの農用地利用集積計画、神埼町 新規の番号1番から3番について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】

議案書2ページの、神埼町新規 1番から3番の申し出について説明します。

左から土地の所在、地目、筆数、設定面積、利用権設定を受ける者の住所・氏名・現在の経営面積、利用権設定をする者の住所・氏名、設定の利用目的、設定期間となっております。

設定する内容は、田5筆 4, 655㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりです。説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(2番 末吉副会長挙手)

議 長

2番 末吉副会長どうぞ。

2番 末吉副会長

2番の末吉ですけど、神埼町新規の番号1番についてですよ、借受人は農事組合法人の息子さんと思えますけど、その人が、自分でこれだけ借りてやられるものかとちょっと思いましたからね、その点をお伺いします。

事務局

お答えします。確かに借受人は農事組合法人の息子さんですけども、ご自身で認定農業者となっており、ご自身で独立というか経営を別にして農業をされているような形式を取られておりますので、このような申請をこれまでもな

されております。

2番 末吉副会長

そしたらですよ、独立でやられているのであれば法人の社長さんのていうか、社長さんの土地は、今までは奥さんがたぶんされとったと思うんですよ。

それで、その分もこの息子さんに利用権設定かなんかで借受けてあるだろうかと、ちょっと思ったんですね。

事務局

すいません。そこの、奥さんの農地だったってことはそこまで存じ上げなかったの、そのお母さんの土地をまた息子さんが借受けられるかどうかの予定になるんですかね？そこはすいませんが把握しておりません。

2番 末吉副会長

あの奥さんが、今あの、もともと法人の土地、今の社長の土地は全部法人が借り入れ地でやられていると。ただ法人の所有地については奥さんの名義で、別で申告かなんかはされていた、経営をされとったというようなことですので、息子さんが個人でまた別ですよ借りてあったものか、その点をちょっとお聞きしたいと思います。

この10haの土地については、法人の土地だと思います、たぶん。ですから息子さんがするってこととなったら、息子さんが現在いくら経営されているかさいね。そこをちょっとお聞きしたいです。

議長

すいません。そこの10haについては息子さんが買って自分のものにされてると？それとも借りてるの？10haについては。

2番 末吉副会長

たぶんね、10haについては法人の代表者はお父さんがなってあるんですよ。家族経営で息子さんは長男に弟さんが次男、三男とおる。ですから、法人で借りてするなら私はわかりますけど、息子さんでするなら、別にいくらか借りて経営されているだろうかってお聞きしております。

事務局

はい、副会長のお見込みのとおりでして、農地の所有権とか借りている方の名義の話ですればですね、お父さんが代表をされている法人と、お母さまの名義で買われたり借りたりされている農地と、もう一つ、この息子さんの名義で買われている、借りている農地がある。この3つが一世帯に存在している状態になってあるのです。

2番 末吉副会長

でしたらですよ、息子さんが今現在いくら経営されてあるか、この議案書に

書いてあるのがその面積なのか、あらためて教えてください。

事務局

はい、それはここに記載している経営面積になります。約10haの経営面積ですね。

2番 末吉副会長

10haは、社長でしょ？ そいけん息子さんで借りるなら、また別に息子さんが申告しなければいけないだろうと思うんですよ。

事務局

この経営面積は、すいませんがここは農地台帳システムにより出ているものでして、法人の分まで入っているのか、息子さんの分だけなのか、内訳に関してはもう一度システムを確認しないとイケないです。

すいません。法人ならばもっとあります。

議長

ここは子ども二人？ 3人あられると？

事務局長

担当や副会長がおっしゃられているとおり、この法人は3本立てで経営してあります。お父さんが代表の法人の分と、代表の奥さんの分、それと今回申請されている息子さんの分です。今回は息子さんが新たに契約された分を申請されているものです。

農地台帳システムでは、経営者それぞれで登録されていますので、今回の息子さんの経営面積については、息子さんに関わる分の経営面積となっていると思います。

(6番 中原委員挙手)

議長

はい、中原委員より何かありますか。

6番 中原委員

今話されている件ですが、その法人の経営面積は40ha以上はありますので、10haならば息子さんの経営面積で間違いありませんよ。将来的なことを考えて、この次男さんにも別に経営させてありますのでそのようになっていますよ。

この他にも奥さんも、自分名義で農地取得や経営を別々でなさっていますので、息子さんも自分の経営している分で間違いありませんよ。

(中原委員の発言に、多くの委員が納得される)

議長

中原委員よりお話しをいただきましたが、そうなんですね。

2番 末吉副会長

そうでしたか。 わかりました。 了解いたしました。

議 長

はい、ありがとうございます。 他にはありませんか。

(12番 真島委員挙手)

議 長

12番 真島委員どうぞ。

12番 真島委員

すいませんが、これは新規ってことですけど番号1番は初めて？全くの新規ですかね？ ていうのは、この設定する方は私の本家の方やけんがですね、今までどがんしよいなったかなあって思ったんですね。

事務局

こちらに関しては以前も説明させていただいたことがあるとおもいますが、新規の意味がここ1年以内に解約もしくは利用権の設定がなかったものを新規として取り扱っていますので、少なくとも1年は間が開いています。 前の借り手さんが1年以上前に借りてたか、もしくは全くの新規で借り入れてあるのか・・・です。

12番 真島委員

やっぱいそういうことでしたね。 わかりました。

議 長

はい、他にご質疑はありませんかね。

(なしの声あり)

議 長

それでは、質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 農用地利用集積計画、神埼町 新規の番号1番から3番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、3ページの農用地利用集積計画、千代田町新規の番号1番を審議します。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】

議案書3ページの、千代田町新規 1番の申し出について説明します。
設定する内容は、田4筆 7, 900㎡となっております。
その他の内容につきましては記載のとおりです。説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。
(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。
(なしの声あり)

議 長

それでは、質疑なしと認め、質疑を終了します。
(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、千代田町 新規の番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。全員賛成であります。
よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、4ページの農用地利用集積計画、千代田町 再設定の番号1番から5番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】

議案書4ページの、千代田町再設定 1番から5番の申し出について説明します。設定する内容は、田8筆 13, 620㎡となっております。
その他の内容につきましては記載のとおりです。説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。
(質疑・応答)

議 長

よろしいですかね。
(なしの声あり)

議 長

それでは、質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、千代田町再設定の番号1番から5番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。全員賛成であります。
よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、5ページの農用地利用集積計画、脊振町再設定の番号1番から3番について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】

議案書5ページの、脊振町再設定 1番から3番の申し出について説明します。

設定する内容は、田11筆 11, 816㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりです。説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいですかね。ありませんかね。

(なしの声あり)

議 長

それでは、質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、脊振町再設定の番号1番から3番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。
よって本案は、原案のとおり決定します。

(議案第4号 農地の賃借料情報関係)

議 長

次に、別冊の議案第4号をご覧ください。

議案第4号、農地の賃借料情報について議題します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号の議案書を基に説明】

議案第4号 農地の賃借料情報の提供について説明します。

農業委員会は農地法第52条の規定により、実勢の賃借料情報の提供を行うこととなっております。2019年1月から12月までに行われた農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定から、賃借料の平均額、最高額、最低額を大字別に算出しました。この情報を農業委員会の窓口、神崎市ホームページ、市報4月号にて公開したいと思っております。

参考になりますが、本堀の最低額、姉川の最低額、柳島の最低額、直鳥の最低額、姉の最高額と最低額には約5,000円の上昇または下降がありました。

なお、議案書下部の畑利用や物納に関する情報は参考として記載しておりますので、公表の際は削除いたします。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(5番 八谷委員挙手)

議長

5番 八谷委員

5番の八谷です。注積で一部の地区については共同乾燥施設の固定費が含まれているということで、その金額によってだいぶ受け止め方が変わってくるもので、私の地区でもカントリーの固定費が5,000円で、これを地主が払うのか、それとも耕作者が払うのかによって賃借料の現れ方が違うもので、そこら辺をはっきりとわかればなあと思って、もし、そこら辺までは調べとらんでしょう？

事務局

すいません。申請書を1枚1枚めくっていくしか方法がなくってですね、記載無く両方で合意されて申し出をなさるって方も多くいらっしゃいますので、実勢を公表するっていうのは困難かなって思っています。

5番 八谷委員

まあ知っているところでは、俺は固定費も含めて25,000円払いよっもんねとか、固定費は地主やから20,000円払いよっもんねとか、まあまちまちですもんね。そいで一緒になっわけですけど、そいぎ実績だと上が25,000円で下が20,000円になってわけですね。

法人でも決めとっぱってん、そいでやってますけど、何年か経つと個々のやり方もあって、こがんらんねとか意見はいろいろあってですね、こういった参考になるものがあつたら、また話をする機会になって思いますけんね。

賃料は法人で決めとっけど固定経費のどうしても負担になっけん、これから先のことば検討すっぎ、何か参考となるもんば決めといなつきよかけんなあと思いましたからちょっと質問させてもらったんです。

皆さんの法人とか、知っていることがあれば教えてもらいたかです。

(2番 末吉副会長挙手)

2番 末吉副会長

よかですか。西郷南部カントリーとしては借り主が固定経費は払うというようにしております。なぜかといったらですね、貸し主に請求すっとしたら、場合によっては徴収できないことがあっですもんね。それですから原則として借り主に固定経費は請求するっっていうことをしとったですもんね。

今もしていると思います。

(11番 田淵委員も挙手されていた)

議長

11番 田淵委員も手の挙がってあっけど、よかですか。

11番 田淵委員

11番の田淵ですけど、この2019年のうちの地区の境原地区を見てもらうとですよ、今回は最低額が17,000円、最高額がいくらってなってますよね。次のページの2018年を見るとですよ、最低額が10,000円ってあっですよ。それと最高額があっですけど、この最低額の10,000円が無くなっったっっていうことかね？

事務局

そうですね。ここで提供しているのはあくまで1年間の実績になりますので、下限が絶対この地区では10,000円でないといけませんよってこととか縛るようなものはないので、あくまで実績です。

11番 田淵委員

そしたら実際うちの地区で10,000円ばかりで契約しといなっ田んぼの現在あっですよ？

事務局

はい。

11番 田淵委員

そいけん17,000円てなっっても、10,000円でもかまわんっっていうことよね？

事務局

なので、あくまで2019年中に申し出があっ分ですので、現在設定されている分までは含まれていません。

1 1 番 田淵委員

はい、わかりました。

(1 2 番 真島委員挙手されていた)

1 2 番 真島委員

真島ですが、あくまでこいはさ実績ですよってことばさい、目に付くごとしとかんばさいね。皆さんね、こぎゃん書いちゃっやんねってなってしまうけんさい、ちょっと載せるときは注意してもらった方がよかかなあって私の方も思います。

事務局

はい。そこはちょっと補足をして、一応文書の中でさせていただいてまして、上の文書の※の部分で、実際の設定時には貸し手さんと借り手さんの間で十分話し合ってお決めくださいというふうに添えさせていただいています。

議 長

ですから、ここに表してある金額は、さっきの話のカントリーの固定経費等の中については、この数字からは見えないってことでしょうか？

事務局

はい、そうですね。

(1 2 番 真島委員挙手)

1 2 番 真島委員

すいません、もう一点よかですか。あの、脊振がさい、広滝がぜんぜん無かったっていうことね？

事務局

そうです。ここ1年間は賃借権での申し出が無かったってことですね。

1 2 番 真島委員

はあ、じゃあ貸し借りが無かったってことですかね？

事務局

はい、利用権の賃借料の設定での申し出が農業委員会に出されなかったってことですね。

1 2 番 真島委員

そういうことですね。そして鹿路地区の方が高かってことがびっくいしてですね、服巻地区よりも。農地の形状的にですね、鹿路の方が形状的に悪かけんが鹿路の方が安いのかなあって思ってたんですけど、そいがびっくいしてですね。でも実績やけんね。こい仕方なかけんね。

事務局

はい、実績なので。

議 長

双方の話合いですから、高い安いとの話はされんけんね。貸し手と受け手の話合いけんね。

事務局

もう少しその、実績情報だけですよって強調して文章を変えたいと思います。

12番 真島委員

農家の方はなた、他には情報の無かけん、こいば頼りにしなって思うけん、正しく理解しなっごと工夫をお願いします。私たちが聞かるっときにこいのあっちゃんね、参考にしんしゃいねって言うことのでくっごとですな。

議 長

他にないでしょうか。よろしいですか。
(なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。
(採決)

議 長

これより採決に入ります。議案第4号、農地の賃借料情報について、原案のとおり承認される方の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり承認されましたので、「神崎市報」及び「神崎市ホームページ」において情報提供いたします。

(農政水産課 入室)

(議案第5号 農振除外申請事前審査関係)

議 長

次に、別冊の議案第5号をご覧ください。
議案第5号、農振除外申請に伴う事前審査について議題とします。
議案書に基づき、農政水産課の説明を求めます。

農政水産課 【議案第5号、議案書を基に説明】

農政水産課の山田と申します。

議案第5号、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により神崎市農振除外申請に伴う事前審査について説明いたします。

着席して説明させていただきます。

1ページの農振除外申請に伴う事前審査総括表をお開きください。

千代田町1件、神埼町4件、脊振町1件の計6件の申請となっております。
説明につきましては、総括表の項目順に番号、地区名、変更理由、地目、面積の順にしたがって説明をさせていただきます。

なお、申請人、申請地番、資料ページ数については記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。

1番は、千代田町迎島の〇〇として、田1筆で面積638.5㎡となっております。

2番は、神埼町鶴の〇〇として、田4筆で面積9,589㎡となっております。

3番は、神埼町田道ヶ里の〇〇として、田1筆で面積2,947㎡となっております。

4番は、神埼町城原の〇〇として、計6筆で面積16,125㎡となっております。

5番は、神埼町的の〇〇として、田1筆で面積1,749㎡となっております。

6番は、脊振町服巻の〇〇として、田1筆で面積263㎡となっております。

詳細については、添付資料の確認をお願いします。神崎市農振除外申請による説明は以上です。

議 長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいですかね。

(12番 真島委員挙手)

12番 真島委員

すいません、番号2番ですけど、変更理由に「別紙のとおり」と書いちゃっばってん、別紙って、どいですかね？別紙にある理由を聞いてみたかなあって思ったけんですね。

農政水産課

申し訳ありません。6ページ目の別紙のとおりにつきましてはですね、別紙のとおりとなっておりますが、ちょっと今回の資料には付けておりません。

変更理由といたしましては、現状のですね〇〇の老朽化に伴いまして、規模の拡張を行わず、現状〇〇でございますが、移転先でも同様の〇〇において移転を行いたいという説明を受けております。なお平米数につきましては現状5,000平米程度となっておりますが、現下の駐車場事情の拡大に鑑みまして倍の9,580平米の申請となっております。

別紙を添付しておりませんでしたこと、誠に申し訳ありませんでした。

議 長

どうですか真島さん、別紙は後でもらいますか？農政水産課から書類をもらっときたい？

1 2 番 真島委員

あっ、そうですね。 よかないですね。

議 長

じゃあ農政水産課の方で、別紙の方は後で出してもらえますかね。

農政水産課

(「了解しました」と申した模様だが、はっきりとは聞き取れない)

議 長

他に質疑はありませんか。 また真島さんどうぞ

(1 2 番 真島委員挙手あり)

1 2 番 真島委員

番号1番ですけど、〇〇ですけど、〇〇はいろいろと手続きがあっと思うばってんさい、こいは環境課では〇〇なんとかってあろっ？〇〇を作つとに許可の。 その辺の確認はできてますかね？

そいと、こいは事業主体は誰ね？ 誰なんですかね、部落？ どこがすつと？

議 長

これはですね、私も確認はしていますけれど、筑後川のちょうど青木中津大橋のあつとですよ、385号線の橋のですね。 その袂のところにこの〇〇のあつとでしてね、これが今まで〇〇の移転のできなかったもんだから、堤防の道路を拡げることができないでいるんですよ、現状が。 ずっと以前から、もちろん地元の人でも建設省関係の人でも道路を拡げられないもんで、それで移転の話がずーっと出たけどこれがなかなかまとまらなくてですね、やっと今回まとまったとでしょ？ この移設場所が決まったんですね。

農政水産課

はい。 そのように受けております。

議 長

だから代用地の土地の出し手があったけんですね。 そこに〇〇が移転できるっていうことで。

1 2 番 真島委員

国が作いなつとですかね。

議 長

〇〇ですか？ 〇〇は地元の話合いの中で、国が作るんですかね？ 移転費用取って地元が作るんでしょ？ 移転費用かなんかもらって…。

農政水産課

移転費用につきましては、国土交通省よりですね補償が行われるというふう
に伺っております。 補償費用を受けてですね基本的に自治会さんでされるも
のと考えております。

議 長

うん、うん、なかなか話がまとまらなくて、もう10年以上になって、だか
ら堤防が拡張されんでですね…。

12番 真島委員

〇〇は作らばいかんけん…他も検討しんしゃった…〇〇とか…。
(マイクが使われていないので、はっきりとは聞き取れない)

議 長

いやいや、でも、それぞれの家庭が〇〇を持つとるけんですね、〇〇なんて
いうたって、今までそんな話でなかなかまとまらなくて、ここに至ったわけな
んですよ。

ですから、この〇〇についてはやっと一件落着というかほっとしたというか、
地元の方もですね。

(9番 森田委員挙手)

議 長

はい、9番の森田委員どうぞ。

9番 森田委員

9番の森田ですがいいですかね。 この申請(番号2番)についてはですね、
たぶん農地が今度〇〇とかに変更されるための申請と思われますけど、この隣
接地の、隣の田んぼの人の承認があんまり受けてなかごたっばってん、そいは
よかとですか？

農政水産課

〇〇の移転の分に関しまして、隣接者の同意についてお答えさせていただき
ます。 この場合の隣接といいますのは、あくまでも田んぼに関してというこ
とでございます。 田んぼあるいは農用地についてということでございますの
で、隣接しておられる方は住宅の方、それから道路となっております、今回
農用地の方がおりませんので、隣接者の同意は不要なものを見なしております。

9番 森田委員

特に〇〇のごたっとは結構4階建てになるけんさい、日照権ていうか道路を
挟んだぐらいは、まあ平坦部やけんが感じらんとやろうが、それでも隣接の農
地の承認は、やっぱい農業委員会としては特にそこは強く言わにゃいかんとは
自分は思うんですけど。

議 長

農政課の方はそこを説明をお願いします。〇〇の移転する件でしてね、今言われたのは日照権とか何とかの出てくるんじゃないかって話されたんですよ。それについての説明を。

農政水産課

それに関しましては、申請者と隣接者とのですね協議に委ねているところがあります。今回農振除外につきましては、隣接地がですね農地である場合に限りまして隣接者の同意を強く求めているところでございます。

議 長

だから、今、森田委員さんのおっしゃたのはですね、そこに〇〇を造る時にですね日照権なんかが問題にならせんかというような話をされたんですよ。

だから〇〇をどうゆった形で造るか、日照権にあんまりかからないようにこないだ事前の現地確認の折りも聞いたんですけどね、北側の方の道路に付けるけんが日照権があんまり当たらないみたいな話をされたんじゃないでしょうか。そういう説明をしてくださいよ。

農政水産課

はい、〇〇につきましては敷地内の中央少し南側に設置されることとなっております。つきましては、隣接地が宅地が南側でございますので日照権等の問題については宅地の北側に〇〇ができるということでございますので、大きな問題は発生しないものと認識しております。

議 長

森田さん良いですかね。 わかってもらえた？

(各委員がマイク使わずにしばらく雑談される、録音できていない)

(ここで、6番中原委員が日照権等含めて建設的な意見を言われたが、マイクを使っておられず、はっきりと聞き取れない)

議 長

森田さん補足をしますけどね、現地確認をしたんですよ、それで北側に道路があってですね、そこから道路から南の方にこの〇〇を造るということなんですよね。

そして図面にあるこの〇〇がここにできますよね。 そしたら南側の方は家が建っているんですよ。 その家との距離は〇〇を建てるのとは、南側の方とはかなり敷地が結構あるんですよ。 ですから南側の方が住んでいる地域については陽はかなり通るんです。 そもそも家については。

北側については道路があって側道も広くてですね、敷地も駐車場を設置する

くらいにかなりの広さがあるんですよ。だから4階建て造ったにしても現地で見た感じでは日照権など被害を及ぼすような環境じゃなかったですね。

南側については、あそこは側溝っていうか大きなのがあって水はまわっているんですよ。それで民家に影響を与えるようなことは無いかなと、そして西側の方にも道路がついています。

ですから〇〇が中央ですからね、太陽の動きからも日照権を遮るようなそんな狭いところじゃないです。日照権についてはそんな問題ない、そんな考えんでいいんじゃないかと思いましたね。

9番 森田委員

はい、はい。わかりました。

事務局

事務局より補足と言いますか、周囲に農地か無いということで今回隣接地の同意は取られていないということですのでけれども、規模的にも4階建てということで、周囲の地権者というか所有者の方とですね協議を十分にさせていただいて、申請者の方から周囲との調和を図っていただくということで補足していただきたいと思います。

農業委員会からの意見としましても、周囲への説明と同意に努めることをお願いしたいと思います。

事務局長

隣接者の同意は農地になっているんです。これは転用申請でも同じなんです。私たちが地域へ十分に計画を伝えて同意を求めてくださいと、今後の憂いをなくしてくださいと確実にお願いしておりますので、今の段階で申請者が必ず努めていただくべきものと思っております。

議 長

農政課の方、今言ったようなこと、おわかりになっていただけたでしょうか。

農政水産課

ありがとうございました。

議 長

それでは、他にはご質疑ありませんでしょうか。

(ありませんの声あり)

議 長

はい、ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。

(審査採決)

議 長

議案第5号、農振除外申請に伴う事前審査について、原案のとおり承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり承認されました。
以上で、議案第5号、農振除外申請に伴う事前審査を終わります。
農政水産課の方は、お疲れさまでした。

(農政水産課 退室)

(報告第1号 農地法第18条第6項の通知関係)

議 長

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認について報告
します。

報告書の1ページと2ページの、受付番号1番について、事務局の説明を求
めます。

事務局 【報告第1号、報告書を基に説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明し
ます。

農地法第18条第1項ただし書きの第1号に該当する場合は、農業委員会に
通知しなければならないとなっていますので、受理したものをご報告します。

1ページに記載の受付番号1番につきましては、農業経営基盤強化促進法に
よる賃貸借契約の合意解約です。以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。 何かご質問ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

議 長

無いですので、報告第1号については報告のとおりです。

議 長

以上で、本総会に付議された議案の審議は、全て終了しました。

これをもちまして、令和2年 第2回神崎市農業委員会総会を閉会します。

ご審議ありがとうございました。

11時00分 閉 会